

令和 7 年 9 月 3 日

就労移行支援事業所 管理者 様
就労継続支援事業所 管理者 様

新潟市福祉部障がい福祉課長
(担当：就労支援係)

**就労系障がい福祉サービス利用における
在宅支援の提供に係る届出書の取扱変更について（通知）**

日頃より、本市の障がい福祉行政の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

就労移行支援事業及び就労継続支援事業（A型、B型）を在宅において利用する場合の取扱いについては、令和 7 年 3 月 31 日付け障障発 0331 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（以下、「留意事項通知」という。）の 2（3）のとおり示されており、『在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者』について、留意事項通知に記載の事業所要件を満たす場合に報酬算定が可能となります。しかし、当該要件を把握していない事業所や在宅支援が不適当と伺える事例が頻発してきたことから、**令和 7 年 11 月提供分**より、本市における取扱いを下記のとおり変更します。

なお、令和 3 年 7 月 19 日付障障第 801 号「就労移行支援事業及び就労継続支援事業（A型、B型）を在宅において利用する場合の支援について」は、令和 7 年 11 月提供分以降より廃止します。

記

1 在宅支援を提供する場合の手続き

（1）提出書類

在宅支援の新規開始・内容変更・個別支援計画更新の際に下記書類を提出してください。

- ・【別紙 1】就労系障がい福祉サービスにおける在宅支援の提供に係る届出書兼在宅支援利用者リスト(※1)
- ・運営規程
- ・緊急対応時の体制がわかる資料（任意様式）
- ・「在宅支援利用者リスト」に記載の利用者に係る個別支援計画書（写）(※2)

※1 様式を改訂しているため、新潟市ホームページよりダウンロードしてください。

【ホームページURL】

<https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/shofuku/yoshikisyu/jigyousyamuke/syurouzaitaku.html>

※2 個別支援計画書（写）は、利用者の同意日及び押印（又はサイン）があるもの。

(2) 提出期限

下記は、オンライン提出時の提出期限です。紙媒体で提出する際は、20日・25日が土日祝日の場合、**前営業日（月～金曜日）**までに提出してください。

在宅支援	取扱変更後（令和7年11月提供分以降）の提出期限		
	初回	内容変更	個別支援計画更新
既に利用中の方	利用希望月の 前月 20 日 まで	変更・更新月の 前月 25 日 まで	
新規で利用する方	(※3)	(※4)	

※3 取扱変更後は、既に在宅支援を利用中の方も含めて、希望者は全員、提出が必要です。提出書類の内容で在宅支援による支援効果が認められないと判断される場合もありますので、事業所要件を満たしているか、支援効果があるか等について、必ず、精査のうえ、書類を提出してください。

※4 在宅支援継続利用の場合、従来は毎月提出としていましたが、今後は、個別支援計画の内容変更や更新時期の提出となります。

(3) 提出方法

原則、新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）よりご提出ください（「【別紙2】オンライン提出方法」参照）。オンライン提出が困難な場合に限り、支給決定担当区（利用者の居住区）の健康福祉課障がい福祉係・担当へ提出してください。書類受理後、支給決定担当区で審査を行います。

【オンライン提出先 URL】

<https://lgpos.task-asp.net/cu/151009/ea/residents/procedures/apply/35468980-506e-443b-9d5d-03c514c3fb91/start>

※ 上記URLをクリックしてもリンク先に繋がらない場合は、お手数ですが、URLをコピーのうえ検索エンジンに貼り付けていただき検索願います。

2 注意事項

- ・上記手続きは、新潟市に居住する利用者が在宅支援を希望する場合の手続きです。他市町村に居住する利用者の場合は、必要な手続きがあるか居住市町村へお問い合わせください。
- ・事業所要件の詳細は、「【参考】留意事項通知2（3）」よりご確認ください。
- ・「【別紙3】【在宅支援】よくあるお問い合わせ」を参照ください。その他、不明点がある場合は、下記担当までお問い合わせください。

【お問合せ先】

■当通知、及び在宅支援の規定に関すること

新潟市 福祉部 障がい福祉課 就労支援係

メール: shogai.wl@city.niigata.lg.jp

電話: 025-226-1249

■支給決定や書類に関すること（各区健康福祉課障がい福祉係・担当）

北区役所: 025-387-1305

東区役所: 025-250-2310

中央区役所: 025-223-7207

江南区役所: 025-382-4396

秋葉区役所: 0250-25-5682

南区役所: 025-372-6304

西区役所: 025-264-7310

西蒲区役所: 0256-72-8358